

## 新型コロナウイルス感染症の流行と火葬

山田 慎也（国立歴史民俗博物館）

2019年末から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、日本社会においても日常生活において大きな制約を受けることとなった。2021年8月16日現在、東京都はじめ1都5県で緊急事態宣言が発出されている。こうした状況の下で、人々の直接的な接触を避けることが第一の課題として、それを踏まえた対応がなされるようになり、政府はそれを「新しい生活様式」として提示し、その対象としてはさまざまな儀礼も当然含まれ、葬儀をはじめ死者への儀礼も大きな制約を受けることとなった。

現在でこそ、死因は悪性新生物、心疾患、老衰と緩慢に衰弱し死亡していくものであるが、1950年以前は、肺炎、気管支炎、全結核、胃腸炎などの感染症が常に死因の上位を占めており、年齢の如何に関わりなく亡くなることが多かった。しかも流行性の感染症の場合には、罹患者やそれに伴って死亡する人への対応も、非常時の事態として特別な対処がなされることとなった。

葬送儀礼は、死の総合的変換装置として、遺体の対処である物理的変換、死者の人格や存在様態に関する文化的変換、死者の役割の分配や生者の関係の再編などの社会的変換といった側面を持っていると解されるが、感染症の流行により平生の葬送儀礼が行えなくなることで、死の変換が困難になり、人々に大きな負担をもたらすことで、社会的な危機にもつながっていく。

この三つの変換の中では、とくに物理的変換、具体的には土葬や火葬といった死者の肉体への対処がその基本にあるが、感染症の種類によって、その死亡者の物理的変換も通常とは異なる対応がなされることがある。例えば、安政年間のコレラの流行においては、江戸で死者が多いため火葬が間に合わず、仮埋葬なども行われた。感染症拡大予防の観点から、火葬が奨励される場合もあり、平時には土葬を行っている地域においても、特定の感染症に関しては火葬となることで、異常死の事態として強烈に認識されていた地域もある。また、伝染病予防法（明治30年3月30日法律第36号）により、コレラや赤痢などの流行性の感染症の場合、火葬が奨励されたことで、隔離病舎に火葬場が作られるなど、感染症と火葬が結びつけられる場合もあった。

今回の新型コロナウイルス感染症の流行により、感染による死者への対応は通常の葬儀とは大きく異なることとなった。そして、それ以外の死因による死者に対しても、相当の制約が生じている。こうした制約は、政府などの規制や勧告などのほか、火葬場や葬儀業者など専門職による規制や行動基準による変化も大きく、喪家や参列者自体が実施するものだけにかぎられたものではない。特に現代は、火葬場や葬儀業といった専門職による対応が、葬儀の実施に大きな影響を与えている。そこで本発表では、ある民間の火葬場における対応を中心に、コロナ禍における火葬を中心とした葬儀の状況について検討を行う。